

「復興通信」の発行

久慈市では現在、被災者の皆様の意向把握や関係機関等との協議を重ねながら、特に津波被害が大きかった、久慈湊・大崎地区、長内町元木沢地区、長内町玉の脇地区、宇部町久喜地区の4地区を中心に復興事業を推進しています。

今後、被災者の皆様の安全な生活を確保するための集団移転や甚大な被害を受けた水産業復興等の事業について、事業説明会や意見交換会、関係者との調整などを進め、早期の実現を目指していきますが、復興に関するこうした取り組み状況を皆様に随時お伝えしながら、幅広いご意見を伺うため、「復興通信」を発行することとしました。

第1号では、各種復興事業の概要と集団移転事業の状況について、お知らせします。

「復興事業」について

(1) 災害復旧事業について

水産施設、消防防災施設、市道などの損壊した社会基盤を原形に復旧するための事業です。当市では早い段階から取り組んできた結果、復旧の目処が立ったところです。今後は、久慈湊漁港海岸防潮堤や地下水族科学館「もぐらんぴあ」等についても早期の復旧を目指します。

◆主な災害復旧事業

施設名	主な事業	内容	備考
水産施設	市営魚市場整備事業	魚市場の復旧	復旧済
	水産物加工施設整備事業	加工場施設等の復旧支援	復旧済
	漁業共同利用施設整備事業	作業施設、荷捌き施設等の復旧支援	復旧済
	サケ種苗生産施設整備事業	親魚捕獲施設、ふ化施設等の復旧支援	復旧済
	漁港施設災害復旧事業	桑畑漁港、小袖漁港等11港の復旧	復旧済
	漁業集落排水施設復旧事業	久喜地区、小袖地区の汚水処理施設の復旧	復旧済
	海岸保全施設整備事業	久慈湊地区、小袖地区の防潮堤改良等	H27年度未完了
消防防災施設	防災行政無線復旧事業	屋外拡声子局等の復旧	復旧済
	消防防災施設整備事業	消防屯所、資機材倉庫等の復旧	復旧済
道路橋梁施設	道路橋梁施設災害復旧事業	市道32路線の復旧	H24年度未完了
水道施設	水道施設災害復旧事業	配水管等の復旧	H24.8月末完了
都市公園施設	都市公園施設災害復旧事業	久慈川河川公園、久慈湊児童公園等の復旧	復旧済
下水道施設	下水道施設災害復旧事業	浄化センター電気設備等の復旧	復旧済
観光施設	地下水族科学館復旧事業	水族館と管理棟の復旧	H25年度未完了

「復興事業」について

(2) グループ補助金事業について

被災した中小企業等がグループで施設や設備の復旧整備に取り組む際、国と県から3/4の補助が受けられます。

県内ではこれまで4次にわたり、48グループの事業が採択されていますが、うち2グループが当市に関わる事業であり、1次分として採択されています。

◆久慈市関連のグループの概要

グループ名	グループ代表者名 構成員数	業種	事業の概要
県北水産加工業拠点整備	(株)マルサ嵯峨商店等19者	水産加工業	加工工場、冷凍冷蔵庫などの修繕
久慈地域造船グループ	北日本造船(株)等4者	造船業	造船設備の復旧、復興

(3) 復興交付金事業について

「東日本大震災復興特別区域法」に基づき、震災により著しい被害を受けた地域の円滑、迅速な復興を推進するための事業です。

当市では、3回にわたり復興交付金事業計画を提出し、これまで45事業に約35億円の事業費が交付されることになっています。

今後、交付された復興交付金を活用するとともに、引き続き、復興に必要な事業計画を提出していく予定です。

◆主な復興交付金事業

事業名	地区名	事業の概要
水産業共同利用施設復興整備事業	諏訪下地区など	水産加工流通施設、水産物鮮度保持施設、地魚直販施設の民間整備に対する支援
小袖海女センター建設事業	小袖地区	海女センターの再建
舟渡海水浴場環境整備事業	二子地区	舟渡海水浴場トイレ等の整備
漁港環境向上施設整備事業	小袖漁港 麦生漁港	トイレ工事、物揚場工事、護岸工事
避難道路整備事業	久慈湊・大崎地区、 元木沢地区、 久喜地区など	避難道路(車道)整備
避難路整備事業	久慈湊・大崎地区	避難路(歩道)整備
災害公営住宅整備事業	久慈湊・大崎地区、 元木沢地区、久喜地区	住宅を失った被災者が入居する市営住宅の整備
津波避難施設整備事業	久慈湊・大崎地区、 元木沢地区、久喜地区	避難所、避難タワーの整備
污水管整備事業	久慈湊・大崎地区、 元木沢地区	集団移転団地への公共下水道整備
漁業集落防災機能強化事業	久慈湊・大崎地区、 元木沢地区、玉の脇地区、 久喜地区	集団移転に伴う団地造成など
防災拠点施設調査事業	市内	広域的な後方支援拠点となる防災拠点整備に向けた調査

「移転事業」について

当市では、被災が大きかった4地区について、被災者の皆様との意見交換等を重ね、「漁業集落防災機能強化事業」と「災害公営住宅整備事業」を組み合わせた集団移転事業を進めています。

漁業集落防災機能強化事業

被災地の漁業集落において、安全・安心な居住環境を確保するための施設整備等を行うものです。

<事業内容>

- ・対象：集団移転を希望する2戸以上の世帯
- ・市が行う主なこと
 - ①移転先の団地の造成
 - ②水道・電気等の住環境整備
 - ③取り付け道路・公共施設の設置
 - ④被災土地の買い取り、跡地の整備など
- ・移転希望者に関わること
 - ①移転先の住宅の建築（移転者が費用負担）
 - ②市への土地の賃貸料の支払い（買取りも可能）など

災害公営住宅整備事業

被災地における被災者の居住の安定確保を図るため、市が市営住宅を整備するものです。

<事業内容>

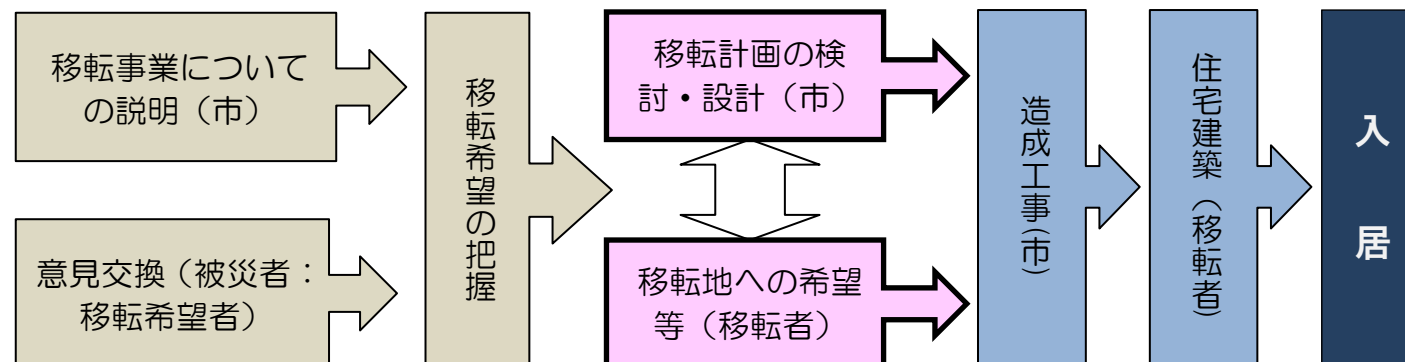
- ・市が行うこと
 - ①用地の造成
 - ②市営住宅の建設
- ・市が計画する公営住宅概要
 - ①木造2階建て、敷地面積165㎡(50坪)、延べ床面積75㎡(22.6坪)を標準（入居希望者の家族構成等に配慮）
 - ②収入条件等による家賃減免
 - ③建築後5年経過後は、払い下げが可能

現時点での各地区の移転希望者は以下のとおりです。

地区	久慈湊・大崎地区	長内町元木沢地区	長内町玉の脇地区	宇部町久喜地区
移転希望者数	14戸	6戸	3戸	4戸

※平成24年7月現在

移転希望の把握を終えましたので、今後は、以下の手順で早期の入居に向けた事業実施を目指します。



💡 復興交付金の詳細については、久慈市ホームページや“いわて復興ネット～復興関連情報ポータルサイト～”でご覧になれます。

- <久慈市ホームページ> <http://www.city.kuji.iwate.jp/cb/hpc/Category-1571.html>
 <いわて復興ネット> <http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=39696&ik=0&pnp=14>

「移転事業」について

これまで移転希望者との意見交換会等でいただいた主な質問と回答をご紹介します。

Q: 移転先の団地の完成時期はいつ頃になるのですか。

A: 速やかな完成を目指していますが、今後の設計の状況や工事状況により完成時期が決まってくるので、見通しが確定次第、お知らせします。

Q: 移転先の土地は希望面積となるのですか。

A: 持家の場合、100坪以内での分譲、あるいは賃貸になります。公営住宅については50坪を考えています。

Q: 移転先の団地の割振りはどのように決めるのですか。

A: 基本的には移転希望される皆様の話し合いで決めていただきたいと思いますと考えていますが、決まらない場合には、「くじ引き」等で決定することもあります。

Q: 他の地区の集団移転に参加することはできますか。

A: 事業の目的から同一の集落内での移転のみが認められるため、他地区の集団移転に参加することはできません。

Q: 集団移転しない人に対する支援内容にはどのようなものがあるのですか。

A: 基本的には、集団移転、個別移転にかかわらず、全壊、大規模半壊、半壊でやむを得ない理由で取り壊した世帯の方が住宅を建築・購入する際には、次のような支援が受けられます。ただし、個別に要件・申請期限等がありますので、留意願います。

- ・生活再建支援金加算金（最高200万円）
- ・被災者住宅再建支援事業補助金（最高100万円）
- ・住宅ローンに対する利子補給（10年間分）
- ・災害援護資金貸付金（最大350万円） など

Q: 被災した宅地の買い上げ条件について教えてください。

A: 被災宅地が住宅として利用されていた場合で、集団移転により市の団地に移られる場合に概ね100坪を上限として市が買い取ります。買取価格は説明会では基準地の価格をお示ししていますので、買い取る宅地の条件により価格の変動はあります。また、住宅以外で利用されている宅地は買い取ることはできません。

Q: 公営住宅に入居した場合、将来、入居した住宅を買い取ることは可能ですか。

A: 今回の震災復興の特例で、5年経過した後は、公営住宅をお譲りすることは可能です。払い下げ価格については、お譲りする時点での減価償却した分を考慮した価格を想定しています。

Q: 既存の建物を取り壊す際の撤去費用は個人負担ですか。

A: 集団移転に参加する方の建物は市が撤去するか、費用を補助します。

Q: 個別移転で土地を取得した場合の優遇措置はありますか

A: 土地・家屋を取得した場合、不動産取得税が課税されますが、個別移転・集団移転にかかわらず、東日本大震災により被災した家屋の代わりとして土地・家屋を取得した場合、従前の土地・家屋の面積相当分が控除されます。（従前の面積を超える分のみ課税されます）

Q: 住宅ローンに対する利子補給の対象者は誰になりますか。

A: 原則として、被災者本人が対象になりますが、被災された親と同居する子供（非被災者）がローンを組んだ場合も対象となります。また、2世帯住宅を建築する場合、2世帯でローンを組むと2世帯分の利子補給を受けられます。

Q: 2世帯住宅を建築する場合、被災者生活再建加算支援金及び被災者住宅再建支援事業補助金は、2世帯分支給されますか。

A: 2世帯分が支給されます。住宅建築の契約書に両世帯主の名前が記載されていることが必要です。

被災ローン減免制度

被災ローン減免制度は震災前のローン返済のメドが立たないときに、ローンと抵当権を整理するためのしくみです。

詳しくはチラシをご覧ください。

復興事業等に関するお問い合わせ先

久慈市役所 総務部 復興推進課
 住所 〒028-8030 久慈市川崎町1-1
 TEL 0194-54-8005（直通）
 FAX 0194-52-3653
 E-Mail fukkou@city.kuji.iwate.jp

久慈市の復興に関するご意見等、お気軽にお問い合わせください。あらかじめご連絡いただければ、休日でも出向いてお話を伺うことは可能です。